

西柴防災ニュース

西柴団地自治会防災部

横浜市金沢区西柴四丁目1-11

ホームページでもご覧いただけます。

住みよい街 西柴団地

QR
コード

～感震ブレーカー設置のすすめ～

感震ブレーカーとは、大きな地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し電気出火を防ぐ効果的な器具です。各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減することができると考えられています。

横浜市では、**対象地域にお住まいの方(当自治会では金沢町と西柴3丁目)**に感震ブレーカー購入の補助を行っています。電気火災からご自宅と地域を守るためにも是非設置をご検討ください。

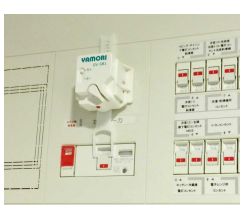
各ご家庭で利用申込書を送付または、横浜市 HP(ホームページ:以下同)からネットで申し込んでください。

設置は各自でお取り付け下さい。※助成内容により購入可能な製品が異なりますのでご注意ください

但し 65 歳以上等の方は横浜市の支援要件により設置代行が受けられる場合もあります。

申し込み用紙は自治会館にあります (横浜市 HP からダウンロードできます)。

【感震ブレーカー補助対象商品】 ※購入価格は送料/税込み。補助金分を差し引いた価格です。

種類	おもり玉式	電池式	パネ式		
製品名	スイッチ断ボール iii	ピオマ	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	パワーヤモリセット
写真					
メーカー	(株)エヌ・アイ・ピー	(株)生方製作所	(株)リントック21		
購入価格	1,580円	9,400円	1,580円	2,650円	5,900円

種類	コンセント差込式			
製品名	震太郎	地震みはりロボ	一発遮断	Ki感震センサー
写真				
メーカー	大和電器(株)	(株)サルバ	多摩岡産業(株)	ケー・アイ技術
購入価格	9,100円	23,000円	4,200円	3,920円



自治会便り 9/25 号も併せてご覧ください。製品についての詳細は自治会館にパンフレットがあります。
または西柴団地自治会 HP、横浜市の HP※をご覧ください。

※「横浜市感震ブレーカー設置促進」と検索し、「感震ブレーカー助成事業のご案内」チラシをクリックして下さい。

～AEDや消火器の使用方法～

AED や消火器の使用方法を理解し、急な疾病や火災に最善の初動が出来るよう備えましょう。

AED とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

医療従事者でない一般市民でも使うことができ、傷病者のそばに居合わせた人が早期に心臓マッサージや AED による電気ショックを行うことで、社会復帰率を上げることができます。

【西柴団地内 AED 設置マップ】 ※日本救急医療財団 AED マップより



- ① 西柴中学校
- ② 西柴小学校
- ③ 文庫幼稚園
- ④ 西柴団地自治会館



下記アドレス経由で全国マップの
スマホアプリもダウンロードできます。

http://qqzaidan.jp/qqmap_app_201912/



知らない場所においても
すぐに AED を探せます

【AED を使用した心臓蘇生の流れ】

※広島県医師会 HP より



AED を使った心肺蘇生の動画はこちら

<https://bit.ly/3QNNK8q>

(横浜市 HP の短縮 URL)



【消火器の使い方】 ※横浜市消防 HP より抜粋掲載

ご家庭に消火器を備えていても、使い方がわからない方が多いようです。
いざというときのために消火器の正しい使い方を理解しておきましょう。

1.大きな声で火災を知らせ消火器を火災場所まで運ぶ

- ① 火災を発見した場合、すぐに大きな声で周囲の人に知らせる
- ② なるべく多くの人数で 119 番通報・初期消火・避難誘導を行う



2.消火器の安全栓(ピン)を抜く

消火器の安全栓(ピン)を上に向かって強く引く
(ストッパーが倒れてレバーが握れるようになる)



3.ホースをはずし火元に向ける(ホースの無いタイプは放射口に向ける)

ホースの先端ノズルをしっかり持ち本体から外して火元に向ける
(ホースが無いタイプの消火器は放射口を火元に向ける)

※今年度自治会が斡旋する消火器は強化液型で「ホースの無いタイプ」です。

4.レバーを強く握る

レバーを強く握ると消火薬剤が放射される
(反動でホースが振られないよう先端ノズルをしっかり保持する)



5.放射する

- ① 燃えている物から 3~5m 程度の距離をとり、あまり近すぎないように
手前からほうきで掃くようにホース(放射口)を操作して消火する
- ② 火が弱まってきたら少しずつ近づいて火元に向かって放射する

横浜市防災消防 HP 消火器の使い方(動画あり)

<https://bit.ly/3ArzDvi> ※短縮 URL



<重要> 消火器による初期消火を中止する判断基準

天井に火が届く、または天井に燃え移った時点で消火器による
初期消火は出来ないと判断する

<注意> ご自宅の消火器は大丈夫ですか？

腐食・変形・キズがある消火器を使用するのは危険です
耐用年数を過ぎたもの、失効消火器は使用しない

消火器使用の合言葉は **ピンキオ**

- ① **ピン**を抜く
- ② **/スル**を持つ
- ③ 距離(**キョリ**)をとる
- ④ 押(**オ**)す



自治会では、**10月25日(火)~11月19日(土)**の日程で**消火器の販売**(一部補助金あり)・**廃棄・薬剤詰替**のお申し込みを受け付けます。詳細は 10/25 号の自治会便りまたは回覧をご覧ください。

～火災警報器の点検と交換～

住宅用火災警報器は、新築住宅が平成 18 年（2006 年）から、既存住宅は平成 23 年（2011 年）から法令で設置が義務付けられています。

一般に**住宅用火災報知器**は耐用年数の観点から**10 年ごとの交換が推奨**されており、多くのご家庭で最初の交換時期を経過しているものと考えられます。

まずは、各ご家庭で火災報知器の点検を実施しましょう。

【火災報知器の点検方法】



左の図は一般的な機種の子検方法です。

機種により子検方法や音声は異なりますので詳しくは取扱説明書などをご確認下さい。

ボタン式の子検は高所の子業となりますので無理はせず、転落などに充分に注意して子検して下さい。



急な電池の切れなどの恐れもありますので、**設置後 10 年が過ぎた警報器は交換をご検討ください。**

また、住宅への家庭用火災報警報器の設置は**消防法で義務**付けられています。

万一設置がお済みでないご家庭は、ご自身ご家族はもちろん地域防災の観点からもあらためて設置をお願い致します。

【設置支援について】

横浜市では住宅用火災警報器の設置が自身で困難な高齢者・障がい者世帯のうち、取付け希望する世帯に、消防署員が代わって設置を行う支援を行っています。（金沢消防署：781-0119）

なお、この場合も**警報器は事前に申込者にご用意**頂くかたちとなります（消防署による機器販売は無し）。



横浜市 警報機取り付け支援ご案内 <https://bit.ly/3CaMsLI> ※短縮 URL

左記 QR コード

11 月 25 日（金）より自治会便りと回覧にて火災警報器の斡旋をご案内予定です。

（現在警報機本体は大変納期がかかる見込みです。お急ぎの方は量販店、ネットなどでの購入もご検討ください）

また、高齢者・障がい者世帯でご自身で消防署への設置支援依頼が難しい方は自治会にご相談ください。